

東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会規則

平成18年5月1日制定
平成21年4月18日改定
平成22年4月17日改定
平成24年4月23日改定
平成26年5月15日改定
平成26年9月18日改定
平成27年12月24日改定
平成28年4月28日改定
平成29年4月20日改定
平成30年11月27日改定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学地震研究所規則第10条2項の規定に基づき、地震・火山噴火予知研究協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について定める。

(目的)

第2条 協議会は、科学技術・学術審議会（測地学分科会）による建議等（以下「建議等」という。）に基づく地震及び火山噴火の観測研究に関して、関係機関の連携を緊密にして観測研究計画を協議し、もって研究の有効な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、協議会は、関係機関の連携に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 建議等に基づく地震・火山噴火観測研究に関わる研究計画
- (2) 建議等に基づく地震・火山噴火観測研究に関わる研究者交流
- (3) 外部評価委員会に対する評価の依頼
- (4) 建議等に基づく大学等の地震・火山噴火研究に関わる経費の概算要求事項と研究経費配分
- (5) その他、地震・火山噴火観測研究の推進に関わる事項

(構成)

第4条 協議会は、地震研究所長が次の各号に掲げる者を委員に委嘱することにより組織する。

- (1) 別表1に示す大学の地震・火山噴火関連部局・施設の長
 - (2) 別表2に示す大学部局等の推薦を受けた者各1名
 - (3) 別表3に示す行政機関、国立研究開発法人等の推薦を受けた者各1名
 - (4) 第8条で定める企画部の部長、副部長及び戦略室長、第12条で定める予算委員会の委員長
但し、この項に該当する者であっても、1号又は2号で委員となる者は除外する。
 - (5) 学識経験者若干名
- 2 前項5号の委員は協議会で選出する。
- 3 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(議長)

第5条 議長及び副議長は、委員の互選により決める。

2 議長に事故ある時は、副議長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 第4条1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 第4条1項の委員に交代や欠員が生じた場合、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ、議長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(企画部)

第8条 観測研究計画の企画立案及び観測研究計画の調整を行うため、協議会の下に企画部を置く。

- 2 企画部の構成員は協議会で決定し、地震研究所長が委嘱する。
- 3 その任務は、別に定める。

(計画推進部会)

第9条 地震・火山噴火観測研究計画を実施するため、協議会の下に計画推進部会を置く。

- 2 構成、部会長、副部会長及び構成員は協議会で決定する。
- 3 その任務は、別に定める。

(外部評価委員会)

第10条 協議会の活動の評価を行うため、外部評価委員会を置く。

- 2 その任務と構成は別に定める。

(大学等に固有の事項の審議)

第11条 以下に掲げる事項については、第4条の1号、2号、4号の委員のみにより審議する。

(予算委員会)

第12条 第3条第4項に記載の大学等の地震・火山噴火研究に関わる研究経費配分案を策定するため、協議会の下に予算委員会を置く。

- 2 委員長及び委員は協議会で決定する。
- 3 その任務は、別に定める。

(庶務)

第13条 協議会に関する事務は、東京大学地震研究所において処理する。

(補足)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の定めるところによる。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所地震予知研究協議会規則（平成11年9月22日制定）及び東京大学地震研究所火山噴火予知研究協議会規則（平成12年1月27日制定）は廃止する。

附則

この規則は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月17日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月23日から施行する。

附則

この規則は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この規則は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この規則は、平成27年12月24日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月20日から施行する。

附則

この規則は、平成30年11月27日から施行する。

別表 1

地震・火山噴火関連部局・施設
東京大学地震研究所
北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター
弘前大学大学院理工学研究科附属地震火山観測所
東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター
東京大学地震研究所附属地震予知研究センター
東京大学地震研究所附属火山噴火予知研究センター
東京大学地震研究所附属地震火山噴火予知研究推進センター
東京大学地震研究所附属観測開発基盤センター
東京大学地震研究所附属地震火山情報センター
東京大学大学院理学系研究科附属地殻化学実験施設
東京工業大学火山流体研究センター草津白根火山観測所
名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山研究センター
京都大学防災研究所附属地震予知研究センター
京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター
高知大学理工学部附属高知地震観測所
九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター
鹿児島大学大学院理工学研究科附属南西島弧地震火山観測所

別表 2

大学部局等
秋田大学大学院工学資源学研究科
新潟大学災害・復興科学研究所
東京大学大学院理学系研究科
東京大学史料編纂所
東京大学大気海洋研究所
鳥取大学大学院工学研究科
東海大学海洋研究所地震予知・火山津波研究部門
立命館大学総合科学技術研究機構
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
京都大学防災研究所

別表 3

行政機関、国立研究開発法人等
情報通信研究機構
防災科学技術研究所
海洋研究開発機構
産業技術総合研究所地質調査総合センター
国土地理院
気象庁
海上保安庁海洋情報部
北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 地質研究所
山梨県富士山科学研究所